

腎臓移植レシピエントに係る待機 inactive 制度の導入について

令和6年12月5日

腎臓移植希望者が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、(一社)日本臨床腎移植学会の定める「腎臓移植レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、待機リストを「待機 inactive」とする。

【腎臓移植レシピエントに係る待機 inactive 制度について】

- 待機 inactive の設定にあたっては、下記のような事例において当該患者と移植実施施設の主治医の合意の上、行うこと

1. 悪性新生物、心血管系合併症、脳血管障害、活動性感染症、精神疾患、その他の疾患で、前述の疾患の担当医が医学的に移植実施を見合わせるべきと判断する事例(移植不可とする期間は担当医と合議の上決定)

2. その他、本人の社会的事情で移植実施が不可能と判断される事例

上記の事例については、必要に応じて適宜、他職種★による検討を行うこと

★医師、看護師、腎代替療法専門指導士、レシピエントコーディネーター、ソーシャルワーカー等

- 待機 Inactive の設定解除にあたっては、必要に応じて主治医等が追加で診察を行い、移植可能と判断されれば速やかに解除すること

※ なお、待機 inactive の EVAS(移植希望登録者情報管理システム)上の設定および設定解除は、移植実施施設が行う

※ 待機 inactive とした場合、患者の状況を適宜確認すること

※ 待機 inactive 中も移植希望登録の更新を行うこと

※ 待機 inactive 中も待機日数は継続して算定される